

## 相続関係事件の国際裁判管轄の外国法制

※ 相続については、ブリュッセルII bis 規則の適用範囲外である（同規則1条3項参照）。EUにおいては、2009年に相続規則提案が出されており、EU規則として相続規則を制定するための準備作業が進められている。また、二国間で条約や協定を定めているところもある（例：ドイツはオーストリア、ポーランド、スペイン、ロシアと二国間条約を締結している。）。

### 1 ドイツ

(1) ドイツ相続裁判所は、次の場合に国際裁判管轄をもつ（FamFG 第105条による同法343条の準用）。

- ① 被相続人が最後の「住所」をドイツに有していたとき（FamFG 第343条第1項）
- ② 被相続人がドイツ人であったとき（FamFG 第343条第2項）
- ③ 相続財産が内国に所在しているとき（FamFG 第343条第3項）

(2) 遺言事件

遺言に関わる特殊な問題については、以下のような管轄原因が認められている。

- ① 公的機関による特別な遺言の保管については、公正証書遺言については、公証人が本拠をもつ地を管区とする裁判所が、遺言が市区町村長の面前で作成された場合には、その市区町村長を管区とする裁判所が管轄をもつ（FamFG 第344条第1項第1号、第2号）。
- ② 相続財産の保全については、その保全の必要性が存する管区の裁判所が管轄をもつ（FamFG 第344条第4項）。
- ③ 相続放棄（BGB 第1945条第1項）又は相続放棄の取消し（BGB 第1955号）の意思表示については、相続放棄を行う者又はその取消しを行う者が住所をもつ管区の相続裁判所も管轄をもつ。

## 2 オーストリア

国際法上の国際裁判管轄規律（いくつかの二国間協定がある。）が妥当しないときは、国内法に従って判断される（J N 1 0 6 条）。被相続人の財産を不動産と動産に分けて、以下の場合にオーストリアの裁判所が国際裁判管轄を有するとされている。

- ① 不動産が国内にあるとき（同 1 0 6 条 1 項 1 号）
- ② 動産が国内にあるとき（ただし、被相続人が最後にオーストリア国籍を有していた場合又はオーストリアに最後の常居所を有していた場合に限る。同 2 号 a, b, c）
- ③ 動産が外国にあるとき（ただし、被相続人が最後にオーストリア国籍を有しており、かつ、オーストリアに最後の常居所を有していた場合に限る。同 3 号 a, b）

## 3 スイス

- ・ いくつかの二国間協定があるが、この規律が妥当しない場合には、スイスの国際私法（I P R G）に従って以下のように国際裁判管轄が定まる。

- ① 被相続人の最後の住所地がスイスにあれば、原則としてスイスの裁判所が遺産すべてについて管轄権を有する（同 8 6 条 1 項）。ただし、外国にある不動産の場合、当該所在国がこれについて専属管轄を有しているときは、それによる（同 2 項）
- ② 外国に最後の住所を有していたスイス国民は、遺産のすべてまたはスイスにある自己の財産について、本籍地のスイスの裁判所の管轄とすることができる（同 8 7 条 2 項）。これには、そうする旨の遺言・相続契約が必要となる。
- ③ 外国に最後の住所を有していたスイス国民の遺産について、外国の官庁が対応をしないときは、本籍地のスイスの裁判所の管轄権が認められる（同 8 7 条 1 項）。

- ・ なお、外国に最後の住所を有していた外国人の遺産については、スイスの国際裁判管轄権は認められない。ただし、外国の官庁が、法的・事実的な理由からスイスにある遺産について対応しないときは、スイスの裁判所・官庁が補充

的に管轄権を有する（同 88 条 1 項）。

#### 4 フランス

フランス国内の土地管轄に関する N C P C 4 5 条の規定が国際裁判管轄の決定の場面に転用されており、これによれば、以下のような規律とされている。なお、フランスにおいては、伝統的に相続準拠法と相続の裁判管轄の一致を確立しており、両者を一致させることには、相続財産の清算と分配を行う上で利点があるとされている。

- ① 相続人間の請求，死者の債権者により提起された請求，死因処分の履行に関する請求については相続開始地（被相続人の最後の住所地）の裁判所に管轄権がある。
- ② 相続がフランスにおいて開始しても，外国に所在する不動産については管轄権を有しない。
- ③ 外国で相続が開始しても，フランスに所在する不動産については，フランスの裁判所に管轄権がある。

#### 5 アメリカ

遺言の検認（又は無遺言の死者の遺産の管理）の主たる場所は，被相続人の死亡時のドミサイルである。そこが家族及び財産に関する利益の中心地であり，また通常は被相続人の財産と最も関連のある者が所在することを理由とする。

#### 6 中国

民事訴訟法第 3 4 条 3 号により，相続財産に係る紛争について提起される訴訟については，被相続人の死亡時の住所地又は主要な遺産の所在地の人民法院が専属的に管轄するとされている。